

〔報 告〕

市町村地域防災計画の修正に対する意見の専決処分について

市町村地域防災計画の修正に関する岩手県防災会議の意見について、岩手県防災会議運営規程第3条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので報告する。

1 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、平成24年4月から平成25年3月までの間に報告のあった市町及び専決処分日〔6市3町 9件〕

- (1) 遠野市、一関市、二戸市、紫波町、岩泉町 平成25年 2月26日
- (2) 雫石町 平成25年 3月 7日
- (3) 盛岡市 平成25年 3月11日
- (4) 花巻市 平成25年 3月18日
- (4) 奥州市 平成25年 3月21日

2 報告のあった地域防災計画の主な修正事項（各市町共通）

- (1) 東日本大震災津波の教訓を地域防災計画に反映させる見直しを行ったものであること。
- (2) 岩手県地域防災計画との整合性を図ったものであること。

【参考】災害対策基本法の一部改正について

(1) 災害対策本部基本法の一部改正の内容

平成23年8月30日の地域主権一括法の公布及び同日からの施行により、災害対策基本法（以下「法」という。）が一部改正され、市町村地域防災計画の修正については、都道府県知事への協議制から事後報告制に改正されている。

改正前 協議制	修正にあたって都道府県知事に協議し、知事は、都道府県防災会議の意見をきくこと。	法第42条 第3項
改正後 事後報告制	修正後に都道府県知事に報告し、知事は、都道府県防災会議の意見を聴き、必要に応じて当該市町村防災会議に対し、助言又は勧告をすること。	法第42条 第4項

(2) 防災会議会長（知事）の専決処分について

改正後の市町村の地域防災計画の修正に係る都道府県防災会議からの意見聴取については、岩手県防災会議運営規程（昭和38年3月施行）第3条第1項の規定により、専決処分するもの。